

議案第 11 号

桐生市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例案

桐生市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料 条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の規定により法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「消費性能適合性判定」という。)を受ける者、法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「消費性能向上計画」という。)の認定を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(消費性能適合性判定に係る手数料の額)

第2条 法第11条第1項又は第12条第2項の規定により消費性能適合性判定を受ける者又は消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める額(当該消費性能適合性判定に係る建築物が2以上あるときは、当該各号に定める額を合算した額)の手数を納付しなければならない。

(1) 1戸建ての住宅 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第1の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イただし書及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「性能基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準(以下「性能・仕様併用基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準又は同号イただし書及びロ(2)(以下「仕様基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第4欄に掲げる額

(2) 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。) 消費性能適合性判定に係る部分の床面積(省令第4条第3項第2号を適用する場合は、共用部分の床面積を除く。第5号イ、第3条第1項第2号及び第4号イ並びに同条第2項第2号及び第4号イにおいて同じ。)の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用される建築物にあつては同表の第2欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用される建築物にあつては同表の第3欄に掲げる額、仕様基準が適用される建築物にあつては同表の第4欄に掲げる額

(3) 非住宅建築物(住宅以外の建築物をいう。以下同じ。)(当該建築物の全部を

工場等(工場、危険物の貯蔵場若しくは処理場、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下同じ。)の用途に供する場合を除く。) 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第1条第1項第1号イに規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「消費性能基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、同号ロに規定する基準(以下「消費性能基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(4) 非住宅建築物(当該建築物の全部を工場等の用途に供する場合に限る。)

消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用される建築物にあっては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用される建築物にあっては同表の第3欄に掲げる額

(5) 複合建築物(住宅部分(省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。))及び住宅部分以外の建築物の部分(以下「非住宅部分」という。)を有する建築物をいう。以下同じ。) 次のアの区分に応じ定める額に、イ又はウの区分に応じ定める額を加算した額

ア 住宅部分 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第2の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、性能基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額、仕様基準が適用されるものにあつては同表の第4欄に掲げる額

イ 非住宅部分(非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合を除く。) 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第3の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額

ウ 非住宅部分(非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合に限る。) 消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計が別表第4の第1欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、消費性能基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第2欄に掲げる額、消費性能基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第3欄に掲げる額

2 法第11条第2項又は第12条第3項の規定により変更の消費性能適合性判定を受ける者又は変更の消費性能適合性判定を求める国等の機関の長は、前項の規定により算出した額の2分の1に相当する額(新たに消費性能適合性判定の対象となる別の建築物にあっては同項の規定により算出した額)の手数料を納付しなけれ

ばならない。

- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号)第 13 条の規定により軽微な変更に関する証明書の交付を求める者は、第 1 項の規定により算出した額の 2 分の 1 に相当する額の手数料を納付しなければならない。

(消費性能向上計画認定手数料の額)

第 3 条 消費性能向上計画について、法第 29 条第 1 項の規定による認定(以下「消費性能向上計画の認定」という。)の申請をする者は、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 1 戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第 1 の第 1 欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第 10 条第 2 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導性能基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第 2 欄に掲げる額、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準(以下「誘導性能・仕様併用基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第 3 欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導仕様基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第 4 欄に掲げる額

(2) 共同住宅等 住宅の床面積の合計が別表第 2 の第 1 欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用されるものにあつては同表の第 2 欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第 3 欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものにあつては同表の第 4 欄に掲げる額

(3) 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が別表第 3 の第 1 欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、省令第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準又は同号ただし書に規定する方法による基準(以下「誘導基準標準入力法に係る基準等」という。)が適用される建築物にあつては同表の第 2 欄に掲げる額、同号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下「誘導基準モデル建物法に係る基準」という。)が適用される建築物にあつては同表の第 3 欄に掲げる額

(4) 複合建築物 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分の床面積の合計が別表第 2 の第 1 欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導性能基準等が適用されるものにあつては同表の第 2 欄に掲げる額、誘導性能・仕様併用基準が適用されるものにあつては同表の第 3 欄に掲げる額、誘導仕様基準が適用されるものにあつては同表の第 4 欄に掲げる額

- イ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 非住宅部分の床面積の合計が別表第 3 の第 1 欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、誘導基準標準入力法に係る基準等が適用されるものにあつては同表の第 2 欄に掲げる額、誘導基準モデル建物法に係る基準が適用されるものにあつては同表の第 3 欄に掲げる額
 - ウ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額
 - (ア) 住宅部分にあつては、アに掲げる額
 - (イ) 非住宅部分にあつては、イに掲げる額
- 2 消費性能向上計画の認定の申請をする者は、当該申請に係る消費性能向上計画が法第 30 条第 1 項第 1 号に規定する基準に適合していることを証する図書として規則で定めるものを添えて当該申請をしたときは、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。
- (1) 1 戸建ての住宅 住宅の床面積の合計が別表第 1 の第 1 欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第 5 欄に掲げる額
 - (2) 共同住宅等 住宅の床面積の合計が別表第 2 の第 1 欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第 5 欄に掲げる額
 - (3) 非住宅建築物 建築物の床面積の合計が別表第 3 の第 1 欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第 4 欄に掲げる額
 - (4) 複合建築物 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア 住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 住宅部分の床面積の合計が別表第 2 の第 1 欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第 5 欄に掲げる額
 - イ 非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 非住宅部分の床面積の合計が別表第 3 の第 1 欄に掲げる面積の区分のいずれに該当するかに応じ、同表の第 4 欄に掲げる額
 - ウ 住宅部分及び非住宅部分について消費性能向上計画の認定の申請をする場合 次に掲げる額の合算額
 - (ア) 住宅部分にあつては、アに掲げる額
 - (イ) 非住宅部分にあつては、イに掲げる額
- 3 消費性能向上計画について、法第 31 条第 1 項の規定による変更の認定の申請をする者は、第 1 項又は前項の規定により算出した額の 2 分の 1 に相当する額(新たに消費性能向上計画の認定の対象となる別の建築物にあつては第 1 項又は前項の規定により算出した額)の手数料を納付しなければならない。
- 4 法第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載された消費性能向上計画について、前

3 項に規定する申請をする者は、前 3 項に定める額の手数料のほか、同条第 3 項に規定する他の建築物について前 3 項の規定の例により算定した額の手数料を納付しなければならない。

- 5 消費性能向上計画の認定の申請をする者であつて、法第 30 条第 2 項(法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う者は、当該申請に係る消費性能向上計画について建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項又は第 18 条第 2 項(これらの規定を同法第 87 条の 4 において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は計画の通知をした場合は、前各項の規定により納付すべき手数料のほか、桐生市建築基準法関係手数料条例(令和 7 年桐生市条例第 号)の規定により納付することとなる手数料の額に相当する額の手数料を納付しなければならない。

(手数料の徴収時期)

第 4 条 手数料は、判定等の申請の際に徴収する。

(手数料の還付)

第 5 条 納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(手数料の減免)

第 6 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、この条例の施行の日以後にされる提出又は申請に係る手数料について適用し、同日前にされた提出又は申請に係る手数料については、桐生市手数料条例の一部を改正する条例(令和 7 年桐生市条例第 号)による改正前の桐生市手数料条例(平成 12 年桐生市条例第 2 号)の規定を適用する。

別表第 1(第 2 条、第 3 条関係)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄
200 平方メートル未満	33,000 円	23,000 円	18,000 円	5,000 円
200 平方メートル以上	37,000 円	26,000 円	19,000 円	5,000 円

別表第 2(第 2 条、第 3 条関係)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄
300 平方メートル未満	65,000 円	47,000 円	31,000 円	9,000 円
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	108,000 円	79,000 円	54,000 円	19,000 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	183,000 円	138,000 円	97,000 円	42,000 円
5,000 平方メートル以上	262,000 円	201,000 円	146,000 円	75,000 円

別表第 3(第 2 条、第 3 条関係)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄
300 平方メートル未満	212,000 円	82,000 円	9,000 円
300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	265,000 円	104,000 円	16,000 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	341,000 円	136,000 円	25,000 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	487,000 円	220,000 円	75,000 円
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満	599,000 円	286,000 円	118,000 円
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	708,000 円	345,000 円	149,000 円
25,000 平方メートル以上	808,000 円	403,000 円	186,000 円

別表第 4(第 2 条関係)

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
300 平方メートル未満	21,000 円	17,000 円
300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満	30,000 円	26,000 円
1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	40,000 円	35,000 円
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	95,000 円	89,000 円
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満	140,000 円	133,000 円
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満	173,000 円	166,000 円
25,000 平方メートル以上	214,000 円	205,000 円

議 案 説 明

議案第 11 号 桐生市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係 手数料条例案

桐生市手数料条例に規定する手数料のうち、建築指導課が事務を所管する手数料部分を分割し、事務を規定する法律ごとに新規の手数料条例とするとともに、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の一部改正に伴う改正内容を規定に反映させるものです。